

令和 8 年度勝山市商工振興施策

令和 8 年 10 月 1 日作成

【勝山市の融資制度】

制 度 名	目 的	融 資 対 象 者	使 途 融資限度額	融 資 期 間	融 資 利 率	返済方法	保証料 補給金	利 子 補給金	担保・ 保証人	取り扱い 金融機関
中小企業 振興対策資 金	中小企業者の自主的な経営の 合理化及び近代化を促進し、経 営の安定及び振興を図る。	商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①市内において引き続き6か月以上同一事 業を営んでいること。 ②市税を完納していること。	設備資金 3,000 万円	5 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.30%	割賦償還	なし	下記利子 補給制度 有り	金 融 機 関 の 定 め る と ろ ち よ る。 * 小 規 模 企 業 振 興 対 策 資 金 の 場 合 は、 原 則 と し て 信 用 保 証 協 会 の 保 証 を 付 す る。ま た、保証人 は 原 則 と し て 法 人 の 代 表 者 の み。	福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 越前信用 金庫 の市内に ある 各支店
				5 年超 10 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.50%					
			運転資金 1,000 万円	5 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.30%					
				5 年超 7 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.50%					
			設備・運転併用 3,000 万円 ※ 運 転 資 金 は 1,000 万円以内	5 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.30%					
				5 年超 10 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.50%					
小規模 企業振興 対策資金	国が定める小規模零細企業保証 制度に準じて、小規模企業者に 事業資金を融資することにより、 経営の安定及び振興に寄与する ことを目的とする。	商工業を営み、下記の条件を満た す企業者 ①従業員数20人以下（商業または サービス業の方は5人以下） ②市内において引き続き6か月以 上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。	設備資金 1,000 万円	7 年以内 (据置期間 6 か月以内)	年 1.80%	割賦償還	なし	下記利子 補給制度 有り		
			運転資金 1,000 万円	7 年以内 (据置期間 6 か月以内)						
			設備・運転併用 1,000 万円	7 年以内 (据置期間 6 か月以内)						
			※ただし、県信用保証協会の保証 残高が2,000 万円の範囲内							
			新規開業 資 金	小規模企業を新たに営もうとす る者に必要な資金の融資を行う ことにより、新規企業者の育成を 図る。	新たに小規模企業を営む下記の条 件を満たす企業者 ①自己資金のみでの新規開業が困 難と認められる人 ②市税を完納していること。					設備資金 1,500 万円
5 年超 10 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.00%									
運転資金 1,000 万円	5 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 1.80%								
	5 年超 7 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.00%								
設備・運転併用 2,000 万円 ※運転資金は 1,000 万円以内	5 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 1.80%								
	5 年超 10 年以内 (据置期間 1 年以内)	年 2.00%								

【利子補給金】

制 度 名	目 的	概 要	補 助 対 象 者	補助対象及び補助金の額	備 考
中小企業振興 対策資金等 利子補給金	融資を受けた市内の企業者に対 してその金利負担を軽減する。	勝山市中小企業振興対策資金、勝山市小規模企業振興対策資 金、勝山市新規開業資金、勝山市公害防止施設等整備資金お よび小規模事業者経営改善資金（マル経融資）のいずれかの 融資を受けた企業者に対し、その利子補給金を交付します。	市内の中小企業者 ※ 1 企業 1 件の融資を対象 ※ 市税を完納していること ※ 契約に基づき元金及び金利の返 済を行っていること	融資利率の 1／2 相当額 (各年度上限 10 万円) ※ 補給期間は当初の 3 年以内 ※ 最低自己負担額：利率の変動 によらず 0.1%相当額以上は、 必ず負担することとする。	補給金の申請時には、 利子の支払を証明する金 融機関の証明書等の添付 が必要。

※裏面に「勝山市の補助制度」があります。融資のお申し込みは取扱金融機関へご相談ください。また、融資利率は変動することがあります。